

○内閣府告示第二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 岡山県久米郡美咲町
- 二 地域再生計画の名称 美咲町清流再生計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 岡山県久米郡美咲町の全域
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第五十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 地域再生計画の名称 浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 地域再生計画の作成主体の名称 鹿児島県及び鹿児島県鹿児島郡十島村
- 二 地域再生計画の名称 水産資源の効率的な供給と地域間交流の促進計画
- 三 地域再生計画の区域の範囲 鹿屋市及び指宿市並びに鹿児島県鹿児島郡十島村、肝属郡錦江町及び南大隅町並びに熊毛郡屋久島町の区域の一部（高須港、指宿港、小宝島港、切石港、元浦港、南之浜港、大根占港、根占港、安房港、今和泉漁港及び城之前漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところ

による。)

地域再生基盤強化交付金(四の五①)